

土地収用法（以下「法」という。）第24条第1項の規定により京都府知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、その書類を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条第1項の規定により京都府知事に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により京都府知事に意見書を提出することができます。

平成26年10月22日

京都市北区長 長谷川 淳一

1 起業者の名称

学校法人佛教教育学園

2 事業の種類

佛教大学15号館建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

京都市北区衣笠北荒見町地内

(2) 使用の部分

なし

4 縦覧場所

京都市北区紫野東御所田町33番地の1

京都市北区役所地域力推進室総務・防災担当

5 縦覧期間

公告の日から平成26年11月5日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から1月3日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

（北区役所地域力推進室総務・防災担当）